

## 不動産取得税（県税）の軽減制度について

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。その軽減制度として次のものがあります。

### 1 住宅の取得についての軽減制度

- 新築で床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅（特例適用住宅）、または上記の条件で未使用の建売住宅等を購入した場合、最高1,200万円が価格から控除されます。
- 既存（中古）住宅を自己の居住のために取得し、その床面積が50㎡以上240㎡以下のもので、新築後の経過年数が20年以内（木造）である場合、住宅の新築された時期に応じて最高1,200万円が価格から控除されます。

#### ※既存住宅の条件

- 取得者が自ら居住するものであること、及び床面積が50㎡以上240㎡以下であること
- 次のいずれかの要件にあてはまること
  - ア 新築後の経過年数が25年以内（木造、軽量鉄骨造は20年以内）であること
  - イ 平成17年4月1日以降に取得した住宅で、昭和57年1月1日以後に新築されたものであること

### 2 住宅用土地の取得についての軽減制度

次に①～③のいずれかの条件に当たる場合には、法律で定める金額が税額から減額されます。

- ①土地を取得した日から3年以内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合
- ②土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある特例適用住宅を取得していた場合
- ③土地の取得した日の前後1年以内にその土地の上に既存住宅を取得した場合

なお、これらの軽減を受けるためには申告が必要となります。

詳しくは [北北地域県民局県税部課税課](#) 電話 0175-22-8581（内線207・208）

## 新たな「森林整備地域活動支援交付金制度」について

適切な森林整備を通じて森林の有する国土保全、水源のかん養等の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な「施業実施区域の明確化作業」及び「歩道の整備等」の地域活動を支援するとともに、森林整備を担う林業の効率のかつ安定的な経営を図る観点から、意欲ある林業事業者等による施業・経営の集約化を促進するための「森林情報の収集活動」を支援する制度です。

### ◆制度の主な内容

区 分	森林施業計画を作成されていない森林（未樹立森林）	森林施業計画の認定を受けた森林（樹立森林）
1 対象森林	人工林 ① 36～45年生の人工林 ② ①に隣接する11～35年生の人工林で、村長が認めた森林	人工林 45年生以下 天然林 60年生以下の天然林であって、施業の計画がある森林
2 交付対象者	林業事業者等（森林施業計画を作成していない者）	森林施業計画の認定を受けた森林所有者等※ ※施業受託等により森林所有に代わって森林施業計画の作成主体となった者
3 対象行為	村長と対象者との間で締結する協定に基づき実施される次の地域活動 森林情報の収集活動（森林の現況調査・施業の必要性調査等）	村長と対象者との間で締結する協定に基づき実施される次の地域活動 ①施業実施区域の明確化作業（所有界の確認・境界の刈り払い等） ②歩道の整備等（歩道の刈り払い・新設・補修等）
4 実施期間	平成19年度～平成23年度（5ヵ年間）	

問合せ 地域振興課農林係 TEL 35-2111

## すこやか育児学級からのお知らせ

### 救急法（乳幼児編）を実施します

日時 平成19年12月12日（水） 午前11時～12時

場所 風間浦村総合福祉センター『げんきかん』

内容 テーマ：子どもが事故にあったとき、救急車がくるまでにあなた（親）にできること  
心肺蘇生法（乳幼児編）

講師 風間浦消防分署 職員

対象 興味のある方は気軽にご参加ください。どなたでも参加できます。

※参加希望者は、12月5日までに下記までお知らせ下さい。

詳しくは、健康福祉課保健師までお問い合わせください。

健康福祉課 ☎ 35-3111



## 青森県最低賃金改正のお知らせ

青森県最低賃金

時間額

# 619円

効力発生日は、

平成19年10月31日となります